

天理市水道水源保護条例施行規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

天理市長 並 河 健

天理市規則第30号

天理市水道水源保護条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、天理市水道水源保護条例（平成14年 6 月天理市条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(既設対象事業場の届出)

第 3 条 条例第 7 条の規定による既設対象事業場の届出は、既設対象事業場設置届（様式第 1 号）により行わなければならない。

(協議)

第 4 条 条例第 8 条第 1 項の規定による協議は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める協議書及び添付図書を提出して行わなければならない。

(1) 対象事業場を設置しようとする者 対象事業場設置協議書（様式第 2 号）及び次に掲げる添付図書

ア 対象事業場設置計画書

イ 対象事業場を設置しようとする区域を示す図面及びその付近の見取図

ウ 対象事業場の計画平面図

エ 対象事業場の排水水質の安全性が確認できる書類

オ 水源の水質及び水量への影響が確認できる書類

カ 対象事業場を設置しようとする者の住民票の写し（法人の場合は、当該法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書）及び印鑑登録証明書

キ 対象事業場を設置（設置に係る行為を含む。）しようとする場合において許可を要するときは、当該許可を証するものの写し

ク その他市長が必要と認める書類

(2) 対象事業場の変更をしようとする者（次号に掲げる者を除く。） 対象事業場変更協議書（様式第3号）及び次に掲げる添付図書

ア 対象事業場変更計画書

イ 対象事業場の変更に係る区域を示す図面及びその付近の見取図

ウ 対象事業場の変更に係る計画平面図（施設の構造又は規模を変更する場合に限る。）

エ 対象事業場の変更の内容を説明する書類（事業の範囲を変更する場合に限る。）

オ 対象事業場を変更（変更に係る行為を含む。）しようとする場合において許可を要するときは、当該許可を証するものの写し

カ その他市長が必要と認める書類

(3) 既設対象事業場を設置している者で対象事業場の変更をしようとする者 前号に規定する対象事業場変更協議書並びに同号に掲げる添付図書並びに当該者の住民票の写し（法人の場合は、当該法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書）及び印鑑登録証明書

（協議勧告）

第5条 条例第8条第2項の規定による協議の勧告は、対象事業場（設置・変更）協議勧告書（様式第4号）により行うものとする。

（判定結果の通知）

第6条 条例第8条第3項の規定による判定結果の通知は、規制対象事業場（該当・非該当）通知書（様式第5号）により行うものとする。

（事業場の排水水質の基準）

第7条 条例第8条第4項の規定により定める事業場の排水水質の基準は、別表のとおりとする。

（水源の水質及び水量への影響を評価する基準）

第8条 条例第8条第4項の規定により定める水源の水質及び水量への影響を評価する基準は、次のとおりとする。

(1) 水源の水質 住民の福祉及び健康を守るための水道の安定供給に関し必要となる水源の水質を、将来にわたって保全できなくなるおそれがない

と認められるかどうか。

- (2) 水源の水量 住民の福祉及び健康を守るための水道の安定供給に関し必要となる水源の水量を、将来にわたって確保できなくなるおそれがないと認められるかどうか。

(建設工事又は対象事業場の変更の一時停止命令)

第9条 条例第9条第2項の規定による建設工事又は対象事業場の変更の一時停止の命令は、(建設工事・対象事業場の変更)一時停止命令書(様式第6号)により行うものとする。

(承継届)

第10条 条例第10条第2項の規定による地位の承継の届出は、承継届(様式第7号)により行わなければならない。

(停止命令等)

第11条 条例第12条前段の規定による規制対象事業場の設置の停止の命令は、規制対象事業場設置停止命令書(様式第8号)により行うものとする。

- 2 前項の停止の命令をする場合においては、条例第12条後段の規定による原状回復の命令又は措置の命令を併せて行うことができる。

(立入検査員証)

第12条 条例第13条第2項に規定する証明書は、立入検査員証(様式第9号)によるものとする。

(改善勧告)

第13条 条例第14条の規定による改善の勧告は、改善勧告書(様式第10号)により行うものとする。

(施設の使用又は排水の一時停止命令)

第14条 条例第15条の規定による施設の使用又は汚水等の公共用水域への排水の一時停止の命令は、(施設の使用・排水)一時停止命令書(様式第11号)により行うものとする。

(水源保護協定の内容)

第15条 条例第17条の規定により締結する水源保護協定の内容は、次のとおりとする。

- (1) 関係法令、条例及びこの規則の遵守
- (2) 排水水質等の検査結果の報告
- (3) 排水処理施設等の管理状況の報告
- (4) 排水水質の汚染及び汚濁防止体制の確保
- (5) その他必要な事項
- (その他)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に廃止前の天理市水道水源保護条例施行規程（平成14年6月天理市水道局管理規程第6号）の規定により上下水道事業の管理者の権限を行う市長が行った処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定により市長が行ったものとみなす。

別表（第7条関係）

排水水質の基準

有害物質の種類		排水水質基準値	
環境基準	水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号） 別表1 人の健康の保護に関する環境基準による。		
	ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について（平成11年環境庁告示第68号）別表による。		
水道法第4条第2項	亜硝酸態窒素		
	亜鉛及びその化合物		
	銅及びその化合物		
	陰イオン界面活性剤		
	非イオン界面活性剤		
	フェノール類		
農薬に係る排水基準	殺虫剤	ダイアジノン	ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針（令和2年3月27日環水大土発第2003271号）による。
		チオジカルブ	
		トリクロロホン（DEP）	
		ペルメトリン	
		ベンスルタップ	
	殺菌剤	イプロジオン	
		イミノクタジンアルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩	
		シプロコナゾール	
		チウラム（チラム）	
		チオフアネートメチル	
		トルクロホスメチル	

	バリダマイシン
	ヒドロキシイソキサゾール（ヒメキサゾール）
	ベノミル
除草 剤	アシュラムナトリウム塩又はアシュラム
	エトキシスルフロン
	シクロスルファムロン
	シマジン（CAT）
	トリクロピル
	ナプロパミド
	フラザスルフロン
	プロピザミド
	ベンフルラリン又はベスロジン
	MCPAイソプロピルアミン塩及びMCPAナトリウム塩
植物 成長 調整 剤	トリネキサパックエチル
ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針（令和2年3月27日環水大土発第2003271	

		号) に規定する水質汚濁に係る農薬のうち、市長が特に必要と認める物質	
水道法 (水質管理目標設定項目)	環境ホルモン	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について (平成15年10月10日健発第1010004号) 別添1による。
		2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸	水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について (平成15年10月10日健発第1010004号) 別添2による。

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

天理市長 様

住 所（所在地）

氏 名（名称及び代表者の氏名）

電話番号 （ ）

既 設 対 象 事 業 場 設 置 届

既設対象事業場を設置しているので、天理市水道水源保護条例第 7 条の規定により届け出ます。

名	称	
種	類	
場	所	

様式第 2 号（第 4 条関係）

年 月 日

天理市長 様

住 所（所在地）

氏 名（名称及び代表者の氏名）

電話番号 （ ）

対 象 事 業 場 設 置 協 議 書

対象事業場を設置したいので、天理市水道水源保護条例第 8 条第 1 項の規定により、
関係図書を添付して次のとおり協議します。

名 称	
種 類	
設 置 予 定 場 所	
設 置 予 定 年 月 日	年 月 日

様式第 3 号（第 4 条関係）

年 月 日

天理市長 様

住 所（所在地）

氏 名（名称及び代表者の氏名）

電話番号 （ ）

対 象 事 業 場 変 更 協 議 書

対象事業場の変更をしたいので、天理市水道水源保護条例第 8 条第 1 項の規定により、
関係図書を添付して次のとおり協議します。

名 称	
種 類	
場 所	
変更しようとする内容	
変 更 予 定 年 月 日	年 月 日

様式第 4 号（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者の氏名）
様

天理市長 印

対象事業場（設置・変更）協議勧告書

対象事業場を設置する場合又は対象事業場の変更をする場合は、天理市水道水源保護
条例第 8 条第 1 項の規定により協議が必要ですので、下記の期限までに協議をされるよ
う同条第 2 項の規定により勧告します。

名 称	
種 類	
設 置 場 所	
協 議 の 履 行 期 限	年 月 日
備 考	

様式第5号（第6条関係）

第 号
年 月 日

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者の氏名）

様

天理市長 印

規制対象事業場（該当・非該当）通知書

年 月 日付けで協議のあった対象事業場の（設置・変更）については、天理市水道水源保護条例第8条第3項の規定に基づき、規制対象事業場に（該当する・該当しない）と判定したので通知します。

名 称	
種 類	
場 所	
規制対象事業場に該当すると判定した理由 （該当する場合のみ記載）	
備 考	

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第6号（第9条関係）

第 号
年 月 日

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者の氏名）

様

天理市長 印

（建設工事・対象事業場の変更）一時停止命令書

天理市水道水源保護条例第9条第2項の規定により、次のとおり（建設工事・対象事業場の変更）の一時停止を命じます。

名 称	
種 類	
場 所	
備 考	

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 7 号（第10条関係）

年 月 日

天理市長 様

住 所（所在地）

承継者

氏 名（名称及び代表者の氏名）

電話番号 （ ）

承 継 届

（ ）の地位を承継したので、天理市水道水源保護条例第10条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

名 称	
種 類	
場 所	
被承継者の住所（所在地）、氏名（名称及び代表者の氏名）及び電話番号	
地位を承継した年月日	年 月 日
地 位 を 承 継 し た 事 由	

様式第8号（第11条関係）

第 号
年 月 日

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者の氏名）

様

天理市長 印

規 制 対 象 事 業 場 設 置 停 止 命 令 書

天理市水道水源保護条例第12条の規定により、次のとおり規制対象事業場の設置の停止を命じます。

名 称	
種 類	
場 所	
条 例 第 12 条 後 段 の 規 定 に よ る 命 令 (原状回復・措 置)	措置の内容
原 状 回 復 又 は 措 置 を 行 う べ き 期 限	年 月 日
備 考	

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 9 号（第12条関係）

（表）

立 入 検 査 員 証		第 号
写 真	氏 名	
	生年月日	
	上記の者は、天理市水道水源保護条例第13条第 2 項に規定する立入検査員であることを証明する。	
		年 月 日発行
		天理市長 印

（裏）

天理市水道水源保護条例（抜粋）
（報告及び立入検査）
第13条 市長は、対象事業場を設置している者（以下「対象事業場設置者」という。）に対し、排水処理施設の状況、汚水等の処理の方法、水質等について、定期的に、若しくは必要に応じて報告を求め、又は市長の指定する者を施設に立ち入らせ、公共用水域に排出する汚水等の検査をさせることができる。
2 前項の規定により立入検査をする者は、立入検査員であることを示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

様式第10号（第13条関係）

第 号
年 月 日

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者の氏名）
様

天理市長 印

改 善 勧 告 書

天理市水道水源保護条例第14条の規定により、次のとおり施設の使用方法を改善
施設の使用方法を改善
汚水等の処理の方法

するよう勧告します。

名 称	
種 類	
場 所	
改 善 事 項	
改 善 の 期 限	年 月 日
備 考	

様式第 11 号（第 14 条関係）

第 号
年 月 日

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者の氏名）

様

天理市長 印

（施設の使用・排水）一時停止命令書

天理市水道水源保護条例第15条の規定により、次のとおり（施設の使用・汚水等の公共用水域への排水）の一時停止を命じます。

名 称	
種 類	
場 所	
一時停止を命ずる理由	
備 考	

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。